

返戻金制度について

返戻金制度	
採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という）、七十七ヒューマンデザイン株式会社は求人企業の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が求人企業の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。	
（１）入社後１ヵ月以内の場合	報酬の８０％
（２）入社後１ヵ月から３ヵ月以内の場合	報酬の５０％
（３）入社後３ヵ月以上６ヵ月以内の場合	報酬の５％

許可番号 ０４－ユ－３００３１９

事業所の名称及び所在地 七十七ヒューマンデザイン株式会社
仙台市青葉区中央３丁目３番２０号９階